

水田を利用して
転作している
皆さまへ

ご存じですか？

5年水張ルール

と湛水管理

令和4年度に「水田活用直接支払交付金の交付対象水田の確認の徹底」が示されたことで、5年間（令和4年～令和8年）のうち一度は水張を行うことが必要となりました。

なお、交付対象水田とは畦畔があり、用水供給設備がある農地を言います。

Q. 水張しないとどうなるの？

A. 交付対象水田から除外され、国から「水田活用の直接支払交付金（産地交付金含む）」の支援が受けられなくなります。（図1）

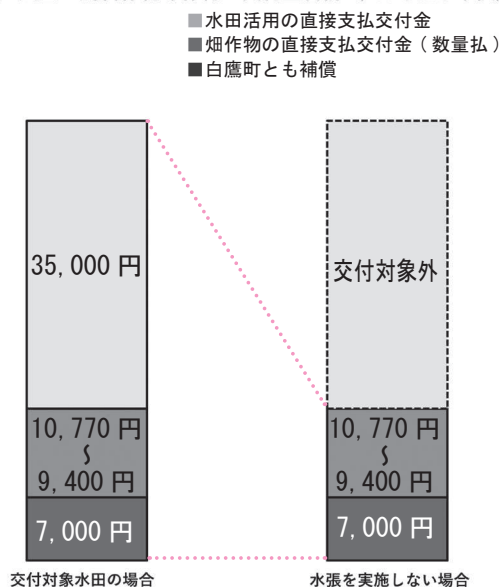
「畑作物の直接支払交付金（ゲタ）」「白鷹町とも補償事業」「中山間地域等直接支払交付金」「多面的機能支払交付金」については影響ありません。

Q. 一度除外された農地にもう一度水稻を作付けすると、交付対象には戻るの？

A. 交付対象には戻りません。

ただし、転換作物を作付けしている農地は、とも補償事業等の交付対象となります。

（図1）大豆・飼料作物等作付の交付金合計（10aあたり単価）



Q. 除外されないためにどうすればいいの？

A. 「水稻作付による水張」または「1カ月以上の湛水管理による水張（注1）」をする必要があります。

（注1）「1カ月以上の湛水管理による水張」を行う際は、事前に白鷹町農業再生協議会へご相談ください。

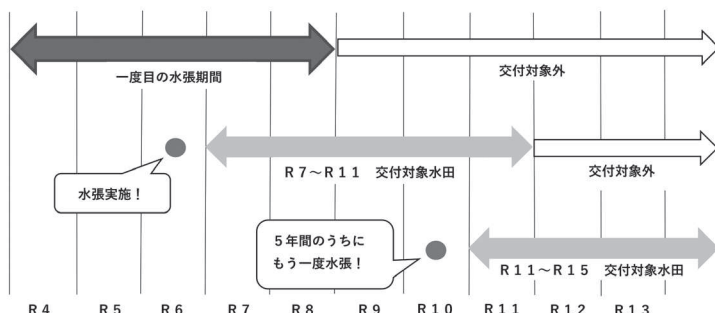
また、水張後に連作障害による収量低下が発生していないことが確認できれば、水張を行ったとみなされます。

Q. 転作をしているが、いつ水張をすればいいの？

A. かんがい期間中の適切な時期に水張を行ってください。

ただし、水が関係することですので 地区ごと調整して計画的な湛水をお願いします。

（図2）水張の実施例



Q. 水張は1回だけでいいの？

A. 水張を行った年の翌年度から起算して5年間交付対象水田となりますが、その後も5年間に一度の水張が必要です。なお、水張実施後5年間のうち再度水張を行わなかった場合、6年目から交付対象から外れます。（図2）

Q. 令和8年度までに水張ができなかった場合は？

A. 令和9年度に交付対象から外れることとなります。（図2）

なお、水田を将来にわたって畑地化する場合の支援措置として、国の「畑地化促進事業」があります。

詳しくは白鷹町農業再生協議会 HP をご覧ください▶

【問い合わせ】白鷹町農業再生協議会事務局（白鷹町農政課農業振興係） ☎ 85-6107



令和6年10月（12月支給分）より

児童手当の制度が変わります

改正 内容

- ①所得制限の撤廃
- ②支給対象年齢の拡大（高校生年代まで延長）
- ③多子加算額およびカウント対象を大学生年代（18歳年度末以降から22歳年度末まで）まで拡大
- ④支給月を年3回から6回に変更



手続き

- 次の①から③のいずれかに該当する方は、新たに児童手当認定請求の提出が必要になります。
- ①中学生以下の児童を養育しておらず、現在児童手当を受給していない方で、高校生年代の児童を養育している方。
 - ②所得上限限度額を超過していることにより現在児童手当等を受給していない方。
 - ③現在児童手当を受給しており、大学生年代の子を養育し、かつ大学生年代の子と高校生以下の子の合計3名以上いる方。
- ①から③以外の方は、原則手続きは不要です。

申請 方法

【申請方法】 返信用封筒にて郵送または窓口にて提出

【申請書類】

- ▶ 児童手当認定請求書
- ▶ 申請者名義の通帳の写し
- ▶ 監護相当・生計費の負担についての確認書（③の方のみ）

【申請場所】 白鷹町健康福祉センター（健康福祉課こども家庭センター係）
8:45～17:00 月曜日から金曜日（休日・年末年始を除く）

【申請期限】 令和6年9月末日まで

※対象となる方には8月中旬ごろ個別に案内（児童手当認定請求書と返信用封筒等）を送付します。
詳しくはHPをご覧ください。

※郵送で申請いただいた方に、内容等についてお電話で確認させていただく場合があります。

【問い合わせ】 健康福祉課こども家庭センター係 ☎ 86-0212



町芸術祭展示作品・一般参加募集

町芸術文化協会では、町芸術祭の展示作品と公演部門の一般参加について、募集をします。

◇展示部門

- ・展示期間：10月25日（金）～10月27日（日）
- ・募集作品：書道、絵画、写真、工芸品、ちぎり絵、押し花など
- ・出品点数：一人2点まで
- ※展示品のサイズについてはご相談ください。
- ・出品料：1点500円
- ・募集締切：8月30日（金）

◇公演部門

- ・公演日時：10月27日（日）
- ・1ステージ5分間 参加料 大人1,000円
子ども500円
- ・募集締切：8月30日（金）

【問い合わせ】 教育委員会生涯学習・文化振興係
☎ 85-6146